



保険・年金

国保の届け出

国保の加入・脱退の手続き

区分	届出事項	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	他の市区町村から転入してきて職場の健康保険に入っていないとき	転出証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証
	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	国保の加入者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けたとき	保険証、保護決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	保険証をなくしたり、破れてしまったとき	身分を証明するもの(免許証等)
	就学のため、他の市町村に転出するとき	在学(園)証明書、保険証

手続きの場所 市民部市民課 市民係 ☎43-7042
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

国保の給付

療養の給付

病気やけがをしたときは、病院や医院の窓口で被保険者証を提出すると自己負担は3割で済みます。
 未就学児は2割に、70～74歳のかたは2割(現役並みの所得があるかたは3割)になります。

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

高額療養費

国保加入者が医療機関などで1か月に支払った医療費の自己負担額が下記の表の限度額を超えた場合、申請により超えた分を支給します。

70歳未満のかた

所得要件 総所得金額等	区分	12か月間で3回目までの自己負担額(C)	12か月間で4回目からの自己負担額(C)
901万円超	ア	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210円以下	エ	57,600円	
市民税 非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

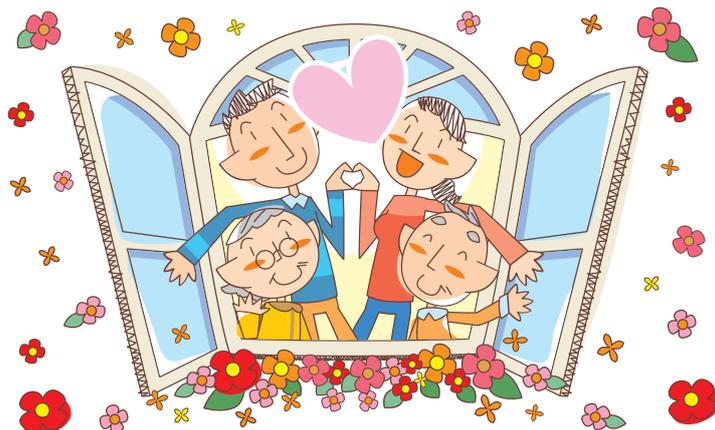
(注) 総所得金額等 = 総所得金額(収入総額 - 必要経費 - 給与所得控除 - 公的年金等控除等) - 基礎控除

70歳未満のかたの計算方法

1. 1か月ごとに計算します(月の初日から末日まで)。
2. 医療機関ごとに(入院・外来・歯科がある場合はそれぞれ)計算し、21,000円以上の支払いがあれば合算します。
3. 入院時の食事代や保険適用外の費用は対象になりません。
4. 同じ世帯の複数の人に支払いがあった場合、合算できる場合があります。

70歳以上のかた

後期高齢者医療のかたは計算方法が異なりますのでご注意ください。



所得区分 (課税所得)	外来(A) (個人単位)	外来+入院(B) (世帯単位)
現役並みⅢ (690万円以上)	外来限度額 の設定なし	252,600円+(総医療費- 842,000)×1% (4回目以降140,100円)
現役並みⅡ (380万円以上)		167,400円+(総医療費- 558,000)×1% (4回目以降93,000円)
現役並みⅠ (145万円以上)		80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% (4回目以降44,400円)
一般 (145万円未満の課 税世帯)注1	18,000円 年間上限額 144,000円	57600円 (4回目以降44,400円)
低所得者Ⅱ注2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ注3		15,000円

注1 70歳以上のかたの収入が383万円未満(2人以上いる場合は、520万円未満)の世帯

注2 世帯主及び国保に加入しているかた全員が市民税非課税の世帯。

注3 低所得者Ⅱに該当し、基準所得が0円(年金収入の場合、80万円以下)の世帯。

70歳以上のかたの計算方法

1. 外来の自己負担を個人ごとにまとめて、(A)の限度額を適用します。
2. 70歳以上のかたの自己負担(1の(A)までの額および入院)を合算して(B)の限度額を適用します。
3. 70歳未満のかたの自己負担(21,000円以上)と70歳以上のかたの自己負担(2のBまでの額)を合算して(C)の限度額を適用します。

申請に必要なもの

1. 国保の保険証、70歳以上のかたは高齢受給者証と両方
2. 医療機関からの領収書
3. 世帯主名義の預金通帳

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

高額療養費貸付制度

高額療養費支給対象のかたで、自己負担金が高額のため高額療養費を早く支給してほしいときは、支給されるまでの間、貸し付けを受けることができます。

対象者

市税(国保税)を納期限内に完納しているかた

貸し付け方法

医療機関への支払い後の貸し付け

1. 医療機関からの領収書
2. 世帯主の印鑑登録証明書
3. 登録印鑑
4. 世帯主名義の預金通帳
5. 保険証

医療機関へ支払い前の貸し付け(世帯主へ振り込む方法)

1. 医療機関からの請求書または診療報酬証明書(用紙は保険課国保係にあります)
2. 世帯主の印鑑登録証明書
3. 登録印鑑
4. 世帯主名義の預金通帳
5. 保険証
6. 保証人の印鑑登録証明書
7. 保証人の登録印鑑(保証人も市税を納期限内に完納しているかたで、市内に住民登録があり、申請者と別世帯であること)

医療機関に貸付金を直接振り込む貸し付け

1. 医療機関からの請求書または診療報酬証明書(用紙は市役所保険課国保係にあります)
2. 医療機関に支払った自己負担分の領収書(貸付金差し引き後の自己負担分領収書)
3. 世帯主の印鑑登録証明書
4. 登録印鑑
5. 世帯主名義の預金通帳
6. 委任状(用紙は市役所保険課国保係にあります)
7. 保険証

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

療養費

国保に加入しているかたが旅行中などやむを得ず、県外等で医療機関に保険証を持たずに10割診療でかかった場合には、申請により保険適用分が戻る場合があります。また、保険診療において、保険医が治療上必要があると認めた場合には申請により購入した治療用補装具費用(コルセット等)の保険適用分が戻る場合があります。

申請に必要なもの

1. 国保の保険証
2. 10割支払った領収書
3. 診療報酬明細書(レセプト) ※10割診療のかたのみ
4. 認め印
5. 世帯主名義の通帳
6. 医師の意見書(証明書) ※補装具のかたのみ

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

入院時食事療養費

入院中の患者本人が負担しなければならない食事代の一部負担額は、1食460円となっていますが、以下の区分に該当するかたは、申請をすると一部負担額の減額を受けることができます。

区分	1食の金額	
一般のかた	460円	
市民税非課税世帯のかた 70歳以上で低所得者Ⅱのかた (注1)	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月中)	160円
市民税非課税世帯で70歳以上の低所得者Ⅰのかた (注2)	100円	

(注1) 低所得者Ⅱ

国保加入世帯で加入者全員が市民税非課税世帯のかた。ただし、世帯主は国保に加入していなくても市民税非課税でなければなりません。

(注2) 低所得者Ⅰ

低所得者Ⅱに該当するかたで、所得が0円のかたをいいます。

※年収例—単独世帯の場合(年金収入のみ)約80万円以下
※有効期間は8月1日から翌年の7月31日となります。
減額認定を受けているかたでも同世帯の市民税課税者が国保加入された場合や、市民税が課税になった場合には翌月・翌年度から非該当になります。

申請に必要なもの

1. 国保の保険証
2. 高齢者受給者証



- 既に減額認定を受けているかたは減額認定証
- 入院日数が90日を超えていることが確認できる領収書または請求書
- ※2は資格があるかたのみ
- ※3、4は210円/1食の減額を受けているかたで、入院日数が90日を超え、長期認定(160円)申請をする場合か更新する場合

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

国保加入者が交通事故にあったとき

交通事故は示談交渉を伴うため、示談成立まで交通事故によるけがの治療費を自費でまかなわなくてはならなかったり、加害者から十分な賠償がなく必要な治療を受けられないといったこともあります。そのような事態を救済するため、重大な過失があったり、故意による事故などでなければ、届け出により国保で診療を受けられます。

治療費の一時立て替え

他人から受けただけの治療費は、原則的には加害者に賠償責任があります。そのようなけがの治療に国保を使用した場合は、国保がその治療費を一時立て替え、後で加害者にその費用を請求することになります。

届け出

交通事故の内容により届け出に必要なものが異なりますので、国保で診療を受ける場合には市役所保険課国保係にお問い合わせください。

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

医療費の窓口での支払いが限度額までとなります

国保に加入しているかたは、一人・一月・一医療機関当たりの医療費自己負担額は、外来でも、入院でも、所定の限度額までとなります。ただし、限度額は各世帯の所得区分によって異なるので、あらかじめ医療機関窓口へ「限度額適用認定証」等を提示しなければなりません(70歳以上の「一般」区分および「現役並み所得者Ⅲ」区分のかたは不要)。

医療費が高額で認定証が必要になるかたは、申請して交付を受けてください。

所得区分ごとの自己負担限度額については、高額療養費のページをご覧ください。

注意

- 国民健康保険税に未納があると、認定証が交付されない場合があります。
- 一医療機関について同月内に外来と入院の両方の支払いがあったり、同月内に複数の医療機関への支払いがあるときは、高額療養費申請の対象となる場合があります。

申請場所 市民部保険課 国保係 ☎43-7047
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 国保係 ☎43-7047

出産育児一時金

健康保険の被保険者や被扶養者が出産したときは出産育児一時金が支給されます。原則として加入している健康保険から医療機関などに直接支払われます(直接支払制度)。

※直接制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、ご加入の健康保険(大館市国民健康保険に加入されているかたは市役所保険課)で支給申請手続きをしてください。

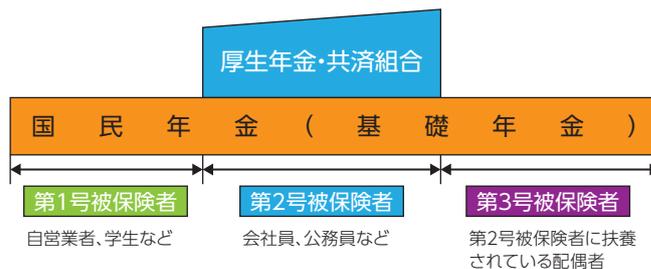
国民年金

国民年金制度のしくみ

国民年金は、全ての国民を対象に、老後の生活や、病気や事故で障害者になったとき、生計を維持しているかたが死亡したときなどに基礎年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。

基礎年金をベースに2階建て

公的年金制度では、全てのかたが共通の基礎年金を受け取ります。国民年金にのみ加入したかたは基礎年金だけを受け、厚生年金や共済組合に加入したかたは、基礎年金とそれぞれの制度から給与に比例した上乘せ年金を受ける、いわゆる2階建ての年金制度になっています。



お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

国民年金に加入するかた

必ず国民年金に加入しなければならないかた

第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職などで、20歳以上60歳未満のかた

第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入しているかた

第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満のかた

希望により国民年金に加入できるかた(任意加入)

年金を満額に近づけたいかたや、受給資格期間が足りないかたなどが加入できます。

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満のかた(65歳に達しても年金受給権が確保できないかたは、70歳になるまでの間で受給資格を満たすまで加入できます)
- 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- 60歳未満の老齢(退職)年金受給者

◆こんなときは、届け出が必要です

会社や役所を退職するなどして、厚生年金や共済組合を辞めたとき

本人は第2号被保険者から第1号被保険者となります。また、扶養されている配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者となりますので変更の届け出をしてください。

- 届け出 市役所保険課年金係、比内・田代総合支所市民生活係
- 必要な書類 年金手帳、資格喪失証明書

会社や役所を退職して、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養になったとき

第2号被保険者から第3号被保険者となります。

- 届け出 配偶者の勤務先
- 必要な書類 配偶者の勤務先にご確認ください。

収入が増えて扶養からはずれたとき、または離婚したとき第3号被保険者から第1号被保険者となります。

- 届け出 市役所保険課年金係、比内・田代総合支所市民生活係
- 必要な書類 年金手帳、資格喪失証明書

会社や役所に就職したとき

本人は第1号被保険者(あるいは第3号被保険者)から第2号被保険者となります。また、扶養されている配偶者は第1号被保険者から第3号被保険者となります。

- 届け出 勤務先
- 必要な書類 勤務先にご確認ください。

申請場所 市民部保険課 年金係 ☎43-7043
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

国民年金保険料の納め方

保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

保険料は、年齢・所得に関係なく加入者全員一律です。

第1号被保険者

日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、コンビニエンスストアなどで納めます。また、各金融機関の預(貯)金口座から自動引き落としによる「口座振替」やクレジットカードによる支払いも可能です。

◆保険料の額(令和3年4月現在の金額)

定額保険料:月額 16,610円 付加保険料:月額 400円

保険料の割引

納付方法により、下記表のとおり国民年金保険料が割引となります。

国民年金保険料 納付額比較(令和3年4月現在の金額)

	1カ月分		6カ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替)	16,610円	—	99,660円	—	199,320円	—	398,400円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,560円	50円	99,360円	300円	198,720円	600円	—	—
6カ月前納 (現金納付)	—	—	98,850円	810円	197,700円	1,620円	—	—
6カ月前納 (口座振替)	—	—	98,530円	1,130円	197,060円	2,260円	—	—
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	195,780円	3,540円	—	—
1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	195,140円	4,180円	—	—
2年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	383,810円	14,590円
2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	382,550円	15,850円

※6カ月前納は4月～9月分、10月～翌年3月分。1年前納は4月～翌年3月分、2年前納は4月～翌々年3月分。

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替方法は「毎月納付(翌月末振替)」のご利用となります。

※令和4年度の保険料額 16,590円

口座振替の手続きは

希望する金融機関、日本年金機構の窓口、または市役所保険課年金係(比内・田代総合支所市民生活係)でお申し込みください。

- クレジットカード納付の詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

任意加入被保険者

原則口座振替となります。

第2号被保険者

ご自分で納める必要はありません。厚生年金や共済組合から拠出金として支払われます。

第3号被保険者

ご自分で納める必要はありません。厚生年金や共済組合から拠出金として支払われます。



保
険
・
年
金

年金の支払い

年金は、2・4・6・8・10・12月の各月の15日に本人が指定した銀行、農協、郵便局で支払われます(当日が銀行休業日の場合は、その前日が支払日となります)。

国民年金から受けられる給付

- 老齢基礎年金 ○障害基礎年金 ○遺族基礎年金
- 寡婦年金 ○死亡一時金

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例を含む)が、原則として10年以上あると、65歳から受けることができるのが老齢基礎年金です。

1. 国民年金保険料を納めた期間
 2. 国民年金保険料の免除を承認された期間
 3. 学生納付特例を受けた期間
 4. 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
 5. 昭和61年4月以後の第3号被保険者期間
 6. 任意加入できる人が加入しなかった期間(※カラ期間)
- これらを合計して、原則として10年以上の期間が必要です。

※カラ期間とは

国民年金に任意加入できるかたが、任意加入しなかった期間などをいいます。老齢基礎年金を受けるための受給資格期間を満たしているかどうかをみるときは計算されますが、年金額を計算するときには含まれません。

1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、配偶者が厚生年金や共済組合に加入していて、本人が何の年金にも加入していなかった期間(20歳から60歳までの期間に限る)
2. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で、学生であって国民年金に加入しなかった期間(20歳から60歳までの期間に限る)
3. 昭和36年4月以後、日本国籍を持つかたが海外に在住していた期間(20歳から60歳までの期間に限る)
4. 昭和36年4月以後の厚生年金の期間で脱退手当金を受けた期間や共済組合の退職一時金を受けた期間

老齢基礎年金の年金額(令和3年4月現在の金額)

年金額(満額) = 780,900円

- 20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を全て納めた場合に満額受給できます。
- 未納や免除期間、カラ期間があると減額されます。

老齢基礎年金の計算式

$780,900円 \times \{(保険料納付済月数) + (全額免除月数 \times 4/8) + (4分の1納付月数 \times 5/8) + (半額納付月数 \times 6/8) + (4分の3納付月数 \times 7/8)\} / 40年 \times 12月$

- ただし平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にてそれぞれ計算されます。

■繰り上げ受給と繰り下げ受給

繰り上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。

しかし、受けようとする年齢によって一定の割合で年金が減額され、65歳以降も一生減額された年金を受けることとなります。また、そのほかにも障害基礎年金を請求できなくなるなどの制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

繰り下げ受給

希望すれば66歳以降からでも受けることができ、受けようとする年齢によって一定の率で増額された年金を受給することができます。

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の病気やけが等で政令に定められている障害の状態になった場合に障害基礎年金が受けられます。

年金が受けられる要件

次の3つの要件がそろえば受けられます。

1. 初診の際、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満のかたで、日本国内に住所を有していること。
2. 初診の月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例期間を含む)があること。または、初診の月の前々月までの1年間に未納期間がないこと。
3. 障害認定日に政令で定められている障害等級の1級または2級の障害の状態になっていること。(身体障害者障害程度等級の1級・2級とは異なります)

○初診 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けること

○障害認定日 初診日から1年6カ月経過した日(症状によっては障害認定日が異なる場合があります)

障害基礎年金の年金額(令和3年4月現在の金額)

1級障害 976,125円 2級障害 780,900円

遺族基礎年金

国民年金の加入中、または老齢基礎年金の受給資格を満たしたかたが死亡したときに、生計を維持されていた「※子のある妻」または「※子」に支給されます。

※子とは…18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子に限る。

年金が受けられる要件

次の1から4のいずれかの要件を満たしている場合に支給されます。

1. 国民年金の被保険者であること。
2. 国民年金の被保険者であったかたで、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
3. 老齢基礎年金の受給権者であること。
4. 老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上満たしたかたであること。

ただし、(1)、(2)の場合、被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例期間を含む)が必要です。

遺族基礎年金の年金額(令和3年4月現在の金額)

○子のある妻に支給される年金額

子の数が、1人…1,005,600円
2人…1,230,300円
3人…1,305,200円

○子のみには支給される年金額

子の数が、1人… 780,900円
2人…1,005,600円
3人…1,080,500円

※3人目以降は1人につき74,800円が加算されます。

寡婦年金

第1号被保険者として、保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせて10年以上ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、その妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳までの間、受けられます。

※平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。

寡婦年金の年金額

夫が受けるはずであった老齢基礎年金額(付加年金を除く)の4分の3が受けられます。



死亡一時金

第1号被保険者として、国民年金保険料を36カ月以上納付したかたが老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡した場合、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

保険料の納付が困難なとき

保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけでなく、万が一のときの年金も受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料が納められない場合には、免除制度や納付猶予制度等がありますのでご相談ください。

◆保険料免除制度

保険料の免除には、法で定められている要件に該当すれば当然に保険料の納付が免除される「法定免除」と、所得が低いことなどの理由による申請により保険料の納付が免除される「申請免除」という制度があります。

法定免除

次のいずれかに該当するかたは、届出により免除となります。

- (1) 障害年金の受給権があるかた（障害等級3級は除く）
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けているかた

申請免除

次のいずれかに該当するようなかたは、申請をして、日本年金機構で承認されると、保険料の全額または一部が免除されます（申請する本人、配偶者、世帯主が審査の対象となります）。

- (1) 前年所得（収入）が一定基準を下回るかた
- (2) 障害者、寡婦またはひとり親で、前年の所得が135万円以下のかた
- (3) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているかた
- (4) 特例的な事由による場合
 1. 震災や風水害、火災などで損害を受けたかた
 2. 失業により納付が困難なかた（「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」などの写しが必要です）
 3. 事業の休止や廃止により離職者支援資金貸付制度の貸付金を交付されたかた（「貸付決定通知書」の写しが必要です）

◆納付猶予制度

20歳から50歳未満のかたで、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請をして、日本年金機構で承認されると、保険料の納付が猶予されます。後で追納することも可能です。

◆学生納付特例制度

学生で前年所得が一定以下の場合、申請して、日本年金機構で承認されると、保険料の納付が猶予されます。後で追納することも可能です。

特例の対象となる「学生」とは

大学（大学院）や短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種専門学校などに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生を指します。

◆産前産後の保険料免除制度

出産予定月または出産月の前月から、4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、その期間の保険料を支払ったとみなされ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※多胎妊娠の場合、出産予定月または出産月の3カ月前から、6カ月間の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠期間が85日（4カ月）以上の出産を指します。（死産、流産、早産されたかたを含みます）

申請場所 市民部保険課 年金係 ☎43-7043
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

特別障害給付金制度

対象となるかた

国民年金に任意加入していなかった次の(1)または(2)であったかたで、その期間に、障害の原因となった病気やけがで初診し、現在の障害の程度が、障害基礎年金の1級または2級に該当するかた。

- (1) 厚生年金加入者等の配偶者（昭和61年3月以前）
- (2) 学生（平成3年3月以前）

※初診…障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けること

支給額（令和3年4月現在の金額）

市役所保険課年金係で請求をし、日本年金機構で1級または2級の障害認定をされると給付金が支給されます。

1級障害 月額 52,450円

2級障害 月額 41,960円

- 支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。
- 本人の所得によっては、支給が全額または半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。
- 給付金は、認定を受けたあと、請求月の翌月分から支給されます。

請求の手続き

市役所保険課年金係で、必要な書類を添付のうえ請求手続きをしてください。

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

年金相談所

鷹巣年金事務所から派遣された職員による「年金相談所」を市役所内で開設しています。厚生年金等に関する手続きや相談を行っています。

相談日

毎週木曜日（予約制）

受付時間

9時30分～15時30分

場所

市役所本庁舎1階市民相談室隣の談話コーナー

お問い合わせ

予約のお申し込み先

鷹巣年金事務所 お客様相談室

☎0186-62-1490 自動音声案内「5」



保
険
・
年
金